

第 1 6 回 農業委員会総会議事録

令和 6 年 1 0 月 2 9 日開会

中標津町農業委員会

令和6年10月29日、第16回中標津町農業委員会総会を中標津町議事堂において開催、
農業委員を招集する。

本日出席した委員

1 番	小 沼	大
2 番	西 塚	知 也
3 番	纓 坂	直 俊
5 番	山 下	幸 枝
6 番	助 口	明
7 番	遠 藤	昭 男
9 番	二 瓶	裕 貴
10 番	横 田	千 秋
11 番	長谷川	孝 二
12 番	田 中	洋 希
13 番	竹 村	聡
14 番	瀧 本	和 男
15 番	後藤田	宏 幸
16 番	中 村	正 生
17 番	笠 原	康 博
18 番	本 田	信 幸

本日欠席した委員

4 番	福 嶋	寿 顕
8 番	船 越	信 雄

附議した案件

- (イ) 議案第 77 号 現況証明願いについて
- (ロ) 議案第 78 号 農地法第3条の規定による許可申請について
- (ハ) 議案第 79 号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について
- (ニ) 議案第 80 号 農地法第6条の規定に基づく農地所有適格法人の定期報告による要件の確認について
- (ホ) 報告第 16 号 農地法第4条許可書の交付について

本日出席した職員

事 務 局 長	杉 山 隆
農 地 係 長	吉 田 佳 弘
庶 務 係 長	葛 西 利 光
係	齋 藤 光 代

(開 会 10時30分)

議長 定刻になりました。
ただいまの出席委員は、16名でございます。
定足数に達しておりますので、会議は成立致します。
ただ今から、第16回中標津町農業委員会総会を開会致します。
本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。
議事日程に従い、ただちに会議に入ります。
日程1「議事録署名委員の指名について」を議題に供します。
会議規則第24条第2項の規定により、議事録署名委員は議長において指名を致します。
3番、纓坂 直俊 委員。
5番、山下 幸枝 委員。
以上、2名を指名致します。
日程2「会務報告」を事務局長から報告致します。

事務局長 9月24日の総会以降につきまして、会務報告をいたします。項目につきましては、お配りの資料をご覧くださいと存じます。はじめに、9月25日、北海道農業会議第6回常設審議委員会が札幌市にて開催され、会長が出席されております。次に、10月23・24日の2日間の日程で、中標津町農業委員会道内視察研修を実施し、会長含め農業委員5名と事務局2名で厚真町を訪問しました。胆振東部地震から6年が経ち、農地・農業用施設の復旧・復興及び特に被害の大きかった地区の視察を行い、農業委員会の役割・取組等について説明を受けました。次に、10月25日、北海道農業会議 第7回常設審議委員会が札幌市にて開催され、会長が出席されております。以上で会務報告を終わります。

議長 以上で、会務報告を終わります。
日程3、議案第77号「現況証明願いについて」を上程致します。
(1) について地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。
(挙手あり) 中村委員。

中村委員 上程になりました議案第77号「現況証明願いについて」(1) について説明いたします。2ページをお開きください。
(1) 1、申請人の住所、氏名。
中標津町〇〇〇〇番地〇、〇〇 〇〇〇。
2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿、畑、現況、農地・採草放牧地以外、面積7,893㎡、利用状況、山林原野。3、申請の理由。地目変更登記申請のため。4、見取図は3ページのとおりです。本案件につきましては、地目変更登記のため申請があったものです。当該地は農業振興地域内の農用地となっており、公簿が畑ですが、現況が山林原野であることから、現況非農地の証明が必要なものであります。令和6年9月4日、第1地区推進班で確認し、現況については農地・採草放牧地以外の土地であると判断したものであります。以上

です。

議長 説明が終わりましたので（１）の質疑に入ります。

（全委員） 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。（２）（３）について地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。
（挙手あり）笠原委員。

笠原委員 上程になりました議案第７７号（２）（３）について説明いたします。４ページをお開きください。

（２）１、申請人の住所、氏名。

標津町〇〇条〇〇丁目〇番〇—〇〇〇号、〇〇 〇〇。

２、土地の表示。〇〇〇丁目〇〇番、公簿、畑、現況、農地・採草放牧地以外、面積 5,702 ㎡、利用状況、山林原野、他 3 筆。３、申請の理由。地目変更登記申請のため。４、見取図は 5 ページのとおりです。本案件につきましては、地目変更登記のため申請があったものです。当該地は農業振興地域内の農用地区域、農業用施設用地、白地となっており、公簿は畑、及び牧場ですが、現況が山林原野であることから、現況非農地の証明が必要なものであります。令和 6 年 8 月 2 日、第 2 地区推進班で確認し、現況については農地・採草放牧地以外の土地であると判断したものであります。６ページをお開きください。

（３）１、申請人の住所、氏名。

中標津町〇〇〇〇〇番地〇、〇〇 〇。

２、土地の表示。〇〇〇〇〇番〇、公簿、畑、現況、農地・採草放牧地以外、面積 1,287 ㎡、利用状況、農業用施設用地。３、申請の理由。地目変更登記申請のため。４、見取図は 7 ページのとおりです。本案件につきましては、地目変更登記のため申請があったものです。当該地は農業振興地域内の農業用施設用地となっており、公簿は畑ですが、現況が農業用施設であることから、現況非農地の証明が必要なものであります。令和 5 年 10 月 19 日、第 2 地区推進班で確認し、現況については農地・採草放牧地以外の土地であると判断したものであります。以上です。

議長 説明が終わりましたので（２）（３）の質疑に入ります。

（全委員） 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。（４）について地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。
（挙手あり）二瓶委員。

二瓶委員 上程になりました議案第77号(4)について説明いたします。8ページをお開きください。

(4) 1、申請人の住所、氏名。

中標津町丸山2丁目22番地、中標津町長、西村 穰。

2、土地の表示。字〇〇〇〇〇番〇、公簿、牧場、現況、農地・採草放牧地以外、面積2,143㎡、利用状況、雑種地。3、申請の理由。地目変更登記申請のため。4、見取図は9ページのとおりです。本案件につきましては、地目変更登記のため申請があったものです。当該地は農業振興地域内の農用地区域外白地となっており、公簿が牧場ですが、現況が雑種地であることから、現況非農地の証明が必要なものであります。令和6年10月21日、第4地区推進班で確認し、現況については農地・採草放牧地以外の土地であると判断したものであります。以上です。

議長 説明が終わりましたので(4)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。おはかり致します。
本案は原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議長 ご異議ないものと認めます。よって本案は原案のとおり、可決されました。
日程4、議案第78号「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程致します。なお、本案件につきましては、(1)と(2)の2回に分けて審議を致します。(1)について地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。
(挙手あり) 笠原委員。

笠原委員 上程になりました議案第78号「農地法第3条の規定による許可申請について」(1)について説明いたします。11ページをお開きください。

(1) 1、当事者の住所、氏名、年齢。

貸主、中標津町字〇〇〇〇〇番地〇、〇〇 〇〇、〇〇歳、農業。

借主、中標津町〇〇〇条〇〇丁目〇番地〇、〇〇 〇〇、〇〇歳、農業。

2、土地の表示。字〇〇〇〇〇番〇、公簿、畑、現況、畑、面積5,204㎡、利用目的、牧草畑、他1筆、計8,945㎡。3、許可を受けようとする事由。貸主、所有農地を近隣農家へ賃貸借するもの。借主、経営規模拡大するもの。4、権利を設定し、又は移転をしようとする契約の内容。賃貸借権の設定。5、期間。令和6年11月1日から令和16年10月31日まで。6、当事者の経営状況。世帯員、2人、農従者、1人、経営地なし、家畜、牛160頭。7、見取図については、12ページのとおりとなっております。この案件につきましては、藤原氏の所有している農地を近隣農家に賃貸借するものであります。別添の調

査書のとおり農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしているものと判断いたしました。以上です。

議長 説明が終わりましたので（１）の質疑に入ります。

（全委員） 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。おはかり致します。議案第78号（１）について、これを原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（全委員） 「異議なし」の声

議長 ご異議ないものと認めます。よって本案は原案のとおり、可決されました。ここで、会議規則第16条の規定により〇〇番、〇〇委員の退席をお願い致します。

（〇〇委員退席）

（２）について地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

（挙手あり）横田委員。

横田委員 上程になりました議案第78号（２）について説明いたします。13ページをお開きください。

（２）１、当事者の住所、氏名、年齢。

譲渡人、中標津町字〇〇〇〇〇〇番地〇、〇〇 〇〇、〇〇歳、農業。

譲受人、中標津町字〇〇〇〇線北〇〇番地〇、〇〇 〇〇、〇〇歳、農業。

２、土地の表示。字〇〇〇〇〇〇番〇、公簿、山林、現況、畑、面積10,614㎡、利用目的、牧草畑、他9筆、計115,436.07㎡。３、許可を受けようとする事由。譲渡人、所有農地を近隣農家へ売り渡すもの。譲受人、経営規模拡大するもの。４、権利を設定し、又は移転をしようとする契約の内容。所有権の移転。５、価格。3,000,000円。６、資金調達方法。自己資金。７、当事者の経営状況。世帯員、1人、農従者、1人、経営地、計125,186㎡、経営作目、蕎麦。８、見取図については、15ページのとおりとなっております。この案件につきましては、笠原氏の所有している農地を近隣農家に譲渡するものがあります。別添の調査書のとおり農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしているものと判断いたしました。以上です。

議長 説明が終わりましたので（２）の質疑に入ります。

（全委員） 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。おはかり致します。

議案第78号（２）について、これを原案のとおり決することにご異議ござ

いませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議長 ご異議ないものと認めます。よって本案は原案のとおり、可決されました。
(〇〇委員着席)
〇〇委員に申し上げます。本案は原案のとおり、可決されました。
日程5、報告第16号「農地法第4条許可書の交付について」を議題に供します。
内容を事務局から報告願います。
(挙手あり) 農地係長。

農地係長 報告第16号「農地法第4条許可書の交付について」事務局よりご説明致します。
先に開催した総会において承認されました、農地法第4条許可申請につきまして、北海道農業会議より許可相当の回答があり、許可書を交付したので報告します。27ページをお開きください。
許可日。令和6年9月25日付。
(1) 1、当事者の住所、氏名。
中標津町字〇〇〇〇線北〇〇番地〇、(有)〇〇〇〇、取締役、〇〇〇、〇、〇。
2、土地の表示。字〇〇〇〇〇番〇、公簿、山林、現況、畑、面積49,357㎡
内15,658㎡。3、許可期間。令和6年9月25日から永年となっております。
以上、報告いたします。

議長 以上で、報告を終わります。日程6、議案第79号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について」を上程致します。
(1)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。
(挙手あり) 笠原委員。

笠原委員 上程になりました議案第79号(1)から(3)について、説明いたします。
17ページをお開きください。
(1) 1、当事者の住所、氏名、年齢。
貸主、札幌市中央区北5条西6丁目1番地23、公益財団法人北海道農業公社、理事長、小田原 輝和。
借主、中標津町〇〇〇〇〇番地〇、〇〇 〇、〇〇歳、農業。
2、土地の表示。字〇〇〇〇〇〇番〇、公簿、畑、現況、畑、面積9,326㎡、
利用目的、牧草畑、他6筆、計76,845㎡。3、許可を受けようとする事由。
貸主、農地保有合理化事業により賃貸するもの。借主、農地保有合理化事業により
賃借し農業経営を行うもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容。
賃貸借権の設定。5、期間。令和6年10月30日から令和11年8月27日まで。
6、価格。年40,940円。7、資金調達方法。自己資金。8、当事者の経営状況。
世帯員、5人、農従者、3人、経営地、計1,186,189㎡、家

議 長 ご異議ないものと認めます。よって本案は原案のとおり、可決されました。
日程 7、議案第 80 号「農地法第 6 条の規定に基づく農地所有適格法人の定期報告による要件の確認について」を議題に供します。内容を事務局から説明願います。
(挙手あり) 農地係長。

農地係長 議案第 80 号「農地法第 6 条の規定に基づく農地所有適格法人の定期報告による要件の確認について」ご説明致します。24 ページをお開きください。
令和 6 年度分といたしまして、農事組合法人〇〇〇〇〇〇〇、(株)〇〇〇〇〇〇〇、(株)〇〇〇〇〇、(株)〇〇〇〇〇〇〇、(合同) 〇〇〇〇〇、以上 4 件からの提出がありました。令和 6 年 9 月 25 日以降に受理した報告書でございまして、記載の通り、農地所有適格法人の要件を全て満たしているものであります。以上報告いたします。

議 長 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議 長 なければ質疑を打ち切ります。おはかり致します。
本案は原案のとおり承認することに、ご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議 長 ご異議ないものと認めます。よって本件は、承認されました。
以上で、本総会に提出されました議案の審議は、すべて終了致しました。
これをもちまして、第 16 回総会を閉会致します。ご苦労さまでした。

(閉 会 10 時 50 分)